（重要な後発事象）

当連結会計年度（自 平成19年 4月 1日　至 平成20年 3月31日）

１．　当社は、平成 20 年 4 月 28 日開催の取締役会において、当社保有の海外特別目的子会社が発行した優先出資証券を償還することを決議いたしました。償還される優先出資証券の概要は以下のとおりであります。

(1)発行体

SB Treasury Company L.L.C.

(2)発行証券の種類

配当非累積的永久優先出資証券

(3)償還総額

1,800 百万米ドル

(4)償還予定日

平成 20 年 6 月 30 日

(5)償還理由

任意償還期日の到来による

２．　当社は、平成 20 年 4 月 28 日開催の取締役会において、海外特別目的子会社による優先出資証券を発行することとし、かかる優先出資証券の発行を目的とする 100%出資子会社 SMFG Preferred Capital USD 2 Limited を英国領ケイマン諸島に設立することを決議し、平成 20 年 5 月 12 日付で同社普通株式への払込を完了いたしました。

発行した優先出資証券の概要は以下のとおりであります。

発　行　体	SMFG Preferred Capital USD 2 Limited
	英国領ケイマン諸島に新たに設立した、当社が議決権を 100%保有する海外特別目的子会社
証券の種類	米ドル建配当非累積的永久優先出資証券
	当社普通株式への交換権は付与されません
発行総額	1,800 百万米ドル
配　当　率	年 8.75%（固定）
発行価格	１証券あたり１千米ドル
資金使途	本優先出資証券の発行代り金は、最終的に、当社の子銀行である株式会社三井住友銀行への永久劣後特約付貸付金として全額使用
優先順位	本優先出資証券は、残余財産分配請求権において、当社が発行する優先株式と実質的に同順位
発行形態	ユーロ市場における募集及び米国市場における適格機関投資家向け私募
上　　場	シンガポール証券取引所
払　込　日	平成 20 年 5 月 12 日

３．　当社は、平成 20 年 5 月 16 日開催の取締役会において、平成 21 年 1 月に予定されている「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号。以下、「決済合理化法」という）の施行による株券電子化に伴い、この制度の取扱対象外とされている端株の整理を行うため、平成 20 年 6 月 27 日開催予定の第６期定時株主総会及び各種類株式に係る種類株主総会における定款等の一部変更案の承認を条件として、「決済合理化法」の施行日の前日を効力発生日とし、普通株式 1 株を 100 株に分割するとともに普通株式の単元株式数を 100 株とする単元株制度を採用することを決議いたしました。

当該株式分割が当期首に行われたと仮定した場合の当連結会計年度における１株当たり情報は以下のとおりであります。

１株当たり純資産額	4,245 円 46 銭
１株当たり当期純利益	592 円 98 銭
潜在株式調整後１株当たり当期純利益	566 円 57 銭